
「本協会諸規則に規定する『休業日』及び『半休日』について」
(理事会決議)の一部改正について

日証協・平18.11.29

本協会では、11月29日の理事会において、「本協会諸規則に規定する『休業日』及び『半休日』について」(理事会決議)の一部を改正した。

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の一部が改正されたことに伴い、今般「本協会諸規則に規定する『休業日』及び『半休日』について」(理事会決議)の一部について改正を行ったものである。

本規則改正は、平成19年1月1日から施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は以下のとおりである。

**「本協会諸規則に規定する『休業日』及び『半休日』について」（理事会決議）
の一部改正について**

平成 18 年 11 月 29 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の一部改正に伴い、「本協会諸規則に規定する『休業日』及び『半休日』について」（理事会決議）の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

本協会の諸規則に規定する「休業日」の定義のうち、国民の祝日に係る規定を「国民の祝日に関する法律」の一部改正に合わせて改正する（1(3)及び(4)）。

III. 施行の時期

平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

以 上

**「本協会諸規則に規定する『休業日』及び『半休日』について」（理事会決議）の
一部改正について**

平成 18 年 11 月 29 日
(下線部分変更)

新	旧
本協会の諸規則に規定する「休業日」及び「半休日」は、次に掲げるとおりとする。 1 休業日 (1) } (現行どおり) (2) } (3) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、 <u>その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日</u> (4) 前日及び翌日が国民の祝日である日 <u>(「国民の祝日」でない日に限る。)</u> (5) } (現行どおり) (6) } 付 則 この改正は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。	本協会の諸規則に規定する「休業日」及び「半休日」は、次に掲げるとおりとする。 1 休業日 (1) } (省 略) (2) } (3) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、 <u>その翌日</u> (4) 前日及び翌日が国民の祝日である日 (5) } (省 略) (6) }